

平成 28 年 7 月 1 日

## 平成 29 年度子ども・子育て支援新制度予算に関する要望書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
理事長 奥山千鶴子

子ども・子育て支援新制度の趣旨である「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」ことを踏まえ、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業のより一層の推進を以下のとおり、要望いたします。

### I. 子ども・子育て支援新制度を確実に推進するための恒久財源の確保

消費税増税が 2 年半後の平成 31 年 10 月まで延長されることが検討されていますが、子ども・子育て支援新制度を確実に推進するためには、子ども・子育て会議で合意した総額 1 兆円超の予算について、見通しをもった安定的な財源確保を要望いたします。

### II. 地域の子ども・子育て支援の質・量の確実な推進

#### 1. 量的拡充

##### ①地域子育て支援拠点事業の量的拡充

地域子育て支援拠点事業は、全国に 10,000 か所（国費活用 8,000 か所、地方単独 2,000 か所）の整備を目標としています。しかし、0~2 歳人口千人あたりの実施か所数で実施状況を確認した場合は、神奈川県、福岡県、東京都、愛知県、広島県、大阪府は、2 か所以下となっており充分ではありません。子育て家庭の孤立や育児不安の解消等を図る身近な相談・交流の場所である地域子育て支援拠点の設置については、子育て家庭の居住状況に配慮した量的拡充を要望いたします。

##### ②利用者支援事業の量的拡充

利用者支援事業は、子育て家庭の選択に基づき、良質かつ適切な事業やサービス等を総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保する新制度においてたいへん重要な事業と位置付けられています。しかし基本型、特定型、母子保健型の 3 類型となり、その連携等のイメージがもちにくいとの意見が多く聞かれます。母子保健型、基本型等を含めた「子育て家庭包括支援センター」の事例集が発行されていますが、利用者支援事業全体の推進に寄与する事例集の作成を要望いたします。より一層、市町村職員の理解が進み、確実に目標である 1,800 か所の設置（基本型+特定型）が実現できるよう希望いたします。

## 2. 質的拡充

### ①地域子育て支援拠点事業の運営費の適正化

地域子育て支援拠点事業の運営費について、国基準で定められた基準額を下回る交付となっている自治体があると報告されています。運営の質の確保を図るためには、安定的な人件費、運営費が欠かせません。補助金交付要綱に定められた額が適切に実践団体に委託や補助で交付されるよう、要望いたします。

### ②地域子育て支援拠点事業の大規模加算

地域子育て支援拠点事業の実施場所については、概ね10組程度の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さの実施が定められていますが、地域子育て支援拠点利用のニーズが高まり、週5日以上開設している利用者数が多い施設については、利用者の安全、安心して相談・交流できる場づくりに考慮して、専任スタッフの加算を定めていただくよう要望いたします。また、質的拡充の積算根拠を示すため、地域子育て支援拠点事業の実態調査をお願いします。

### ③研修機会の確保

地域子育て支援拠点実施要綱の留意事項(2)(3)に定められているように、「子育て支援員研修」の地域子育て支援専門研修やフォローアップ研修、現任研修が求められていますが、代替職員を確保できず研修に参加しにくい状況にあります。事業の質の担保のため、年間5日程度の研修のための代替職員の配置を求めます。

## 3. 施設整備費支援の強化

### ①地域子育て支援拠点の施設整備費補助

地域子育て支援拠点事業の施設整備関係費は、子ども・子育て支援交付金による開設準備経費補助がありますが、家賃賃貸料補助は対象になっていません。事業実施にあたっては、民間賃貸物件の借り上げも多く含まれています。土地や賃貸借物件が高騰している都市部の量的拡充を後押しするためにも、家賃賃貸料補助の対象としていただきたく希望いたします。また、熊本地震により被災した民間の賃貸物件を利用して運営している民間法人(NPO法人等)は、補助を受けられないため再開が遅れております。市町村からの委託事業であるにも関わらず、法人格の違いや賃貸借物件である理由で再開できないのは子どもと家庭にとって不利益が生じると考えます。

### ②一時預かり事業の施設整備費補助

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針では、保育対策総合支援事業費補助金の「保育環境改善等事業」に、新たに一時預かり事業を実施するための改修費事業も補助対象とすることとし、1施設当たりの基準額を32,000千円と定めています。地域子育て支援拠点に併設された一般型、地域密着型による一時預かり事業においても対象となるよう要望いたします。

#### 4. 利用者支援事業の子育て家庭への周知

地域子育て支援拠点地域機能強化型から分離した利用者支援事業基本型については、地域機能強化型に利用者支援が含まれていたという観点から、改めて加算もなく利用者に充分周知が図られていないという報告があります。新制度に位置づけられた利用者支援事業の周知及び利用者支援専門員が利用者に分かりやすい形で配置されるよう要望いたします。

#### 5. 緊急的な一時預かり事業等の活用への意見

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針では、利用者負担割合についての単価設定の減額等が示され月額保育料水準 5 万円程度とされていますが、その趣旨は週 2~3 日等の就労者への支援です。そのことで、子育てに行き詰ってリフレッシュが必要な子育て家庭や突然子どもを預けざるを得ない緊急的な一時預かりの枠が減少しないよう配慮が必要です。